

チューター制度の改善と留学生アドバイジング

小林 浩 明

(国際教育交流センター)

キーワード

留学生支援 チューター制度 留学生アドバイジング 複数のアプローチ

要旨

チューター制度は国立大で始まった留学生支援システムである。本稿は、北九州市立大学を事例として私費学部留学生及び短期留学生が主体となっている大学のチューター制度の問題点を検討した。北九大で全学的なチューター制度が導入されたのは2002年度からであるが、チューター及び留学生に行った調査の結果、国立大での先行調査と同様の問題点を抱えていることがわかった。チューター制度を改善していくためには現行の留学生支援体制では限界があり、国立大と同じく留学生アドバイジングに専従できるスタッフが必要である。

1. はじめに

留学生を支援するためのシステムとして国立大学を中心とした多くの大学で採用されているのがチューター制度である。横田・白土（2004）によると、チューター制度は、国立の高等教育機関において1972年度に国費留学生を対象に発足し、1976年度には私費留学生にも適用されるようになったものである。チューター制度とは、留学生に対し日本人学生が宛がわれ、一対一で大学での勉強・研究・日常生活などを支援することであり、チューターには謝金が支給される。現在は国立大学法人に限らず、チューター制度を導入している公私立大学もある。

北九州市立大学（以下、北九大）の北方文系キャンパスでチューター制度が公的なものとなり、全学的に導入されたのは2002年度からである¹。発足から現在に至る経緯は後述するが、決してうまく機能しているとは言えないのが現状である。しかしながら、チューター制度が有効に機能していないのは北九大に限られたことではなく、「予定の期間が終了しないうちに、あるいは開始直後に留学生の方から『やめたいんだけど』という打ち明け話を聞くことがよくある」という水谷（1990: 92）の指摘をはじめ、国立大で行われた調査でも同様の結果が出て

いる (Hicks・有馬1992; 瀬口・田中1999)。松本 (2003) でも言及されているが、北九大でもチューターと留学生のマッチングは行われたものの、実質的なチュータリングが行われなかったというケースも報告されている。

しかし、国立大の留学生事情と北九大のそれは大きく異なるため、国立大で行われた先行調査の結果から示唆を得るには、考慮しなければならない点が多い。例えば、国立大には大学院生及び研究生が多く、特に理工系の場合は留学生の支援を研究室が主体となっていけるが、北九大では学部留学生及び海外協定校からの短期留学生がほとんどであり、留学生支援も分散しやすい。したがって、北九大の留学支援を強化するためには、独自の調査が必要であり、前例にこだわらず、実情に応じたチューター制度を構築していくことが求められるだろう。

以上の問題意識から、本稿では、まず (1) 北九大におけるチューター制度の概要を述べ、(2) チューター及び留学生を対象とした質問紙調査の結果を考察する。(3) 国立大で行われた先行調査研究からの示唆をチューター制度の問題点の観点から考察するとともに、制度改善を目指す示唆を得たい。

2. 北九州市立大学におけるチューター制度

2.1. 北九州市立大学におけるチューター制度の発足

北九州市立大学において留学生の教育・支援を本格的に行うべく日本語教育センターが設置されたのは1990年4月である。当初は留学生の数も少なく、日本語教育センターの教職員は全留学生を把握することができており、全ての留学生にチューターが必要であるという認識はなかったようである。しかし、授業のみでは日本語の学習が不十分であると思われた一部の留学生に対して個別に日本人学生が紹介され、チューターとして日本語学習の補助を行っていた。これらのチューターは日本語教育センターの教員が個人的に紹介を行ったものであり、日本語教育センターの事業として行われていたものではなかった。そのため、チューターは無償であったが、大きな支障がなかったのは、チューターになった学生が日本語教育センター教員が授業を担当している文学部比較文化学科で日本語教員養成課程を履修している学生だったからである。つまり、チューターとなる日本人学生には十分な動機があり、かつ日本語教育センター教員がチューターと留学生の間に立ってチュータリングの指導や相談を行うことが容易であったことが大きな要因だったと考えられる。

2.2. 全学的なチューター制度へ

20世紀が終わりに近づくと、大学の国際化を強化するため、日本語教育センターは全学的な組織になるべく発展的改組が行われ、2001年4月に国際教育交流センターとして生まれ変

わった。日本語教育センターと国際教育交流センターの大きな違いはまずその構成員に見ることができる。日本語教育センターは2名の専任教員の他は全て自発的な公募による兼任所員であったため、全学部の教員が構成員であったわけではなかったが、国際教育交流センターの兼任所員は前者の他に、各学部から1名の兼任所員が加わった。当時国際教育交流センター兼任所員であった法学部教員の提案により、チューター制度が設けられることになった。これにより、謝金を伴ったチューターが学部1年の留学生及び短期留学生に1年間つけられることになり、翌2002年度から導入された。つまり、北九州市立大学におけるチューター制度の歴史は浅く、現在も試行錯誤の段階と言える。

2.3. チューター制度の改善

チューター制度が導入されて2年後の2004年に「チューター制度に関する主な問題点」が国際教育交流センター事務室によってまとめられた。チュータリングを行うにあたっての問題点として(1)時間が合わない、(2)チューターからの報告書の提出がない、(3)専門的な質問にチューターが対応できない、の3点が指摘されている。また、今後の検討課題として(1)学部単位でチューターを募集・獲得するための方法、(2)オリエンテーション時におけるチューター説明会の実施及びマッチングの方法、(3)1年次以外にチューターを付ける可能性、の3点が挙げられている。

この中で、検討課題(2)は翌2005年度から導入され、新入生オリエンテーション時にチューター制度の説明を行った結果、例年になくチューター希望者が国際教育交流センター事務室へ応募に来ることにつながった。しかし、「指導を担当する留学生と同じシラバスを経験したばかりで、適切な学習ストラテジーを身につけている『学部の上級生』がチューターとして適切である(水本・池田2004:33)」のなら、2年生以上の学部生を募集する手立てを考えなければならない。

3. 調査

2006年度に北九州市立大学国際教育交流センター事務室が行った調査結果を報告し、考察を行う。2003年度の調査では留学生のみを対象としたが、2006年度はチューター及び留学生の両方を対象として行った。これにより、チューター制度改善のためにより適切な示唆が得られると考える。

3.1. 調査の概要

時期：2006年10月

対象：北九州市立大学学部留学生1年、短期留学生及び担当チューター

方法：質問紙（日本語）

有効回答数：チューター13名、留学生12名

3.2. 調査結果と考察

(1) チューター制度について

チューターにはチューターになったことが有益な経験となったかどうかを、留学生にはチューターが役に立ったかどうかについて質問し、その理由は自由記述とした。結果は表1のとおりである。

まず、チューターからの回答であるが、チューターを経験することでチューター自身何らかの有益な経験となることは先行研究（田中1995；1996、瀬口・田中1999、水本・池田2004；2005）でも指摘されているように、今回の調査でもチューター全員がチューターとなった経験について積極的な評価をしていることがわかった。自由記述を見ると、「自国である日本のことに詳しくなった」「世界に目を向けた」など自文化と異文化への理解や認識を深めたことや、「友達が増えた」と人間関係の広がりを持ったこと、「日本語教師になるための勉強になった」という明確な目的を果たした学生もいた。総じて、日本人学生にとってチューター制度はまず留学生と知り合いになる貴重な機会であり、チューター経験に意義を見出すことは難しくないようである。

<表1：「チューターになった経験は有益であったか」の回答>

チューター経験は有益であったか	チューター
はい	13人
いいえ	0人

一方、留学生の大半も「試験の前に助かった」「大学のことを教えてくれた」と実利的な点で好意的な評価が見られたが、4分の1がチューターは役に立たなかったと回答している。その理由としては「教えてもらいたいことはない」とはじめからチューターに対し否定的なものや、「あまり勉強の役に立たなかった」「解決にまで至らなかった」とチュータリングの経験を通して否定的になったものがある。

〈表2：「チューターは役に立ったか」の回答〉

チューターは役に立ったか	留学生
はい	9人
いいえ	3人

(2) チュータリングの内容について

チュータリングの内容については「その他」を含む8つの選択肢からの複数回答可で行った。結果は表3のとおりである。

チューターも留学生も共に複数回答が多く、チュータリングの内容は多岐にわたっているように見えるが、チューターからの回答で最も多かったのが「その他」であったのは、選択肢が学業及び日本語学習の支援に限られていたことが考えられる。「その他」にはチューターも留学生も世間話、雑談などの日常会話が多く、「勉強面でのサポートは実質的にしていません」というチューターからの回答もあった。また、履修に関することを挙げたチューター、留学生もいた。

〈表3：チュータリングの内容についての回答〉

チュータリングの内容（複数回答可）	チューター	留学生
レポートの添削	4人	2人
宿題のサポート	6人	4人
授業で分からなかった所のサポート	6人	6人
日本語の文法的事項の指導	5人	3人
本や新聞等にてできた分からない言葉の解説	2人	1人
試験対策	1人	2人
その他	9人	2人

(3) 困難点について

チュータリングを実施する上で困難があったかどうかを質問し、困難があった場合には具体的な例をあげてもらった。結果は表4に示した。

チューターも留学生も共に何らかの困難があったことがうかがえる。具体的には時間に関すること、専門知識に関することが挙げられていた。まず、時間については互いの空き時間が合わない、連絡が取りにくいなど、実際にチュータリングをするに至るまでに困難を感じることがわかった。チューター側の事情としては、授業以外にもアルバイトやサークル活動などを行っているため、留学生側の事情としては、私費留学生であるため授業以外の時間はアルバイトをしなければならないためであろう（松本2003）。次に、専門知識に関しては、チューターからは専門に関する質問に答えられなかったこと、留学生からは質問してもチューターが答えてくれなかったことが指摘されている。これらの結果は、2003年度に行った調査結果にも

出ており、改善されていないことがわかる。

〈表4：チュータリング実施上の困難の有無についての回答〉

	チューター	留学生
はい	12人	8人
いいえ	1人	2人
無回答	0人	2人

(4) その他

チュータリング全般に関することを自由記述してもらったところ、チューターからは全員に留学生からは12人中8人に記述があった。以下、主な記述をチューター、留学生別に箇条書きで示す。

〈チューター〉

- ・チューターになる前よりも、大学が国際的な場であることが実感できた。
- ・自分をもっと勉強して、より役に立つチューターになりたい。
- ・チュータリング以外の時間にも会って、いろいろなことがしたかった。
- ・私は留学生との会話で得るものがあったが、反対に留学生にとって私との会話から得るものがあったという自信はない。
- ・チューターは留学生の友人というより家庭教師のように感じる。
- ・宿題の手伝いは必要ないと言われ、何をしたいのかわからなかった。
- ・時間が合う学生同士でマッチングしないと活動がしにくく、チューターになった意味がない。
- ・留学生からの連絡がないため、チュータリングが中断してしまった。
- ・留学生が謝金のことを知っていたので、誘いづらかった。
- ・自分の受講している授業の担当教員から個人的に声をかけられ、断れなかった。チューターの集め方に問題があると思う。

〈留学生〉

- ・勝手にチューターを決められたくない。ほしい人だけすればいい。
- ・自分と気が合う人を自分で見つける。
- ・2年生以上の成績優秀者がいい。勉強の助けにならないと意味がない。
- ・一緒に授業を受けて宿題をやったり試験対策をしたりしてほしい。
- ・試験や先生に関して注意点を教えてほしい。
- ・チューターは必要だが、毎週会う必要はない。

チューターの回答からは「チューターの役割について不明確であること」、「チュータリングに積極的でない留学生がいること」、「困った時の相談窓口」及び「チューターの募集方法」の問題が見える。一方、留学生の回答からは「チューター制度の適用」、「チューターの能力」、「チュータリングの内容」及び「チュータリングの頻度」が問題点として挙げられている。

4. より効果的なチューター制度のあり方

4.1. チューターの役割の明確化

チューター制度の問題点として、先行研究及び今回の調査で明らかになったのはチューターの役割が不明確なことである。北九大のチューター制度実施要領第3条にチューターの職務が規定されており、(1) 留学生等の日本語及び基礎学力の向上並びに専門分野の学習・研究の充実を図るための個別課外指導及び助言、(2) 留学生等に対する大学生活及び日常生活上の助言、が職務となっている。しかし、具体的に何が規定の範囲に含まれるかの判断は非常に難しい。

水本・池田(2004)によると、学力向上を目指すならチューターの業務は学習指導に特化した方が効率的であることがわかった。一方、加賀美・箕口(1997)及び加賀美(1997)では、チューターがカウンセラーと連携を組むことで留学生のメンタル面での支援を多角的に行えることが報告されている。

今回の調査で、留学生は学習面での支援を期待していることがわかったが、留学生の履修する全ての授業について答えられるチューターがいるとは考えられない。特に学部留学生は1年次に専門科目よりも一般教育科目の履修の方が多く、これらの科目は人文、社会、自然という多岐にわたる分野であるため、留学生にとっては専門科目以上に負担となる場合もある(水谷1990)。チューターの役割を明確にするためには、留学生がどのような支援を望んでいるかだけでなく、チューターとなる学生にどのような支援が可能であるのかという現実面を考慮しなければならない。この点に関しては、更なる調査が必要と考える。

4.2. チューター・ガイドブックの作成

学制的な共通理解を得るためにも、北九大版チューター・ガイドブックの作成が望まれる。これは単にチューターとなる学生及び留学生間に誤解が生じないようにするだけでなく、彼らを指導・援助する教職員とも共通の土台にたつてチューター制度を運営できるようになるためである。また、このようなガイドブックは一度作成しておく、チューター制度の説明をする時に有用であるばかりでなく、改定を重ねることで各自の経験を蓄積することが可能となり、全体での共有へとつながるものである。

4.3. 多様なチュータリングの導入

チューター制度に関する諸問題を一对一のチュータリング形態で解決しようとするれば、チューターにかかる負担が増大する。教職員からの支援のないまま、チューターだけの負担が増大するとなれば、今後益々チューターの確保が難しくなることが予想される。しかしながら、留学生からの多様なニーズに応えるためには、多様なチュータリング形態が考えられるべきであろう。

瀬口・田中（1999）では、自然科学系の研究科において研究室全体で留学生のチュータリングを行い、留学生から高い満足度を得ていることが報告されている。そして、チューターをグループ化し、院生室及び留学生控え室などでチュータリング・アワーを設定することを提案している。また、松本（2003）でもチューターが常駐する部屋を設け、誰もが必要な時に利用できるシステムを考えている。

現行の一对一チュータリングでは、有効に機能するかどうかはチューター及び留学生の個人的な資質に依拠し、一旦関係が崩れた場合に修復するのは非常に困難である。一方で、一对一チュータリングの意義は既に先行研究及び本調査でも認められている。

チューター制度に影響を与える要因は多様であり、個別のアプローチで対処することは容易ではないだけでなく、有効な方法ではない。今後は、複数のアプローチの採用を検討し、チューター制度が留学生のための支援システムとしてより機能的になるための方法を模索すべきである。

4.4. 留学生アドバイザーの強化

国際教育交流センターでは発足2年後に留学生生活指導部門を設け、北九大において初めて留学生の「世話活動」が教員による業務として認められるようになった。これによりともすれば面倒見のよい教職員が個人的に取り組んできた留学生問題を大学の業務として取り組もうという方向へと移行した。しかしながら、国立大の留学生センターにある留学生指導部門のように専任の担当教員は設置されず、そのため、何らかの問題が生じてからその問題に対処するという体勢になっている。

横田・白土（2004）は「留学生指導」「留学生生活指導」「留学生相談」「留学生カウンセリング」などの各用語では留学生に関連する諸業務を包括的に捉えられていないとして「留学生アドバイザー」という用語を用いている。

チューター制度は留学生アドバイザーの業務範囲に入るものである。現在、北九大でチューター制度に携わっている教職員は本来別の主たる業務があるため、効率よく適切にチューター制度を運営することは容易ではない。したがって、チューター制度一つを例に取っ

てみても、チューター制度を総括的に把握し、制度が機能的に働くように学部間の連携、各事務局との協力関係の構築、チューター及び留学生に対して適切な援助・助言ができる専門の専任スタッフが² 必要なことは明らかである。

5. おわりに

チューター制度は有効に機能している場合、支援を受けている留学生のみならず、チューターとなっている学生にとっても、有意義な経験となるものである。しかし、チュータリングで不本意な経験をすることで、留学生の日本人に対するイメージが悪化するという報告もある(瀬口・田中1999)。

北九大のチューター制度は黎明期にあり、改善なくしては留学生のための有効な支援システムとなっていくまいだろう。そのためには、留学生アドバイジングの強化が不可欠である。本稿では十分にできなかったが、チューター制度を留学生アドバイジングの中に位置づけ、私費学部留学生及び短期留学生を主体とする高等教育機関における留学生支援体制の構築を図っていきたい。

注

- 1) ひびきのキャンパスにある国際環境工学部では独自の留学生支援策を採っているため、本稿では含めない。国際環境工学部でのチューター制度については水本・池田(2004)で詳しく報告されている。
- 2) 研修制度が充実してきた現在、適任者を得ることができれば、教員でも事務職員でも可能である(横田・白土2004)。JAFSA(国際教育交流協議会)では国際教育交流担当者のための研修を経験年数別に毎年行っている。

参考資料

- 『北九州市立大学外国人留学生チューター制度実施要領』
『チューター制度に関する主な問題点』北九州市立大学国際教育交流センター

参考文献

- 加賀美常美代・簀口雅博(1997)「留学生相談におけるコミュニティ心理学的アプローチの試み—チューター制度導入後の留学生寮相談室活動の質的变化」『コミュニティ心理学研究』1巻1号、15-30
加賀美常美代(1997)「留学生カウンセリング活動における予防的アプローチの実践—チューターとカウンセラーとの連携と留学生支援—」『留学交流』Vol.9No.5、12-13

チューター制度の改善と留学生アドバイザー

- 瀬口郁子・塩川雅美・田中圭子・森野美紀（1997）「より好ましいチューター制度の実現に向けて一質問紙による調査結果からの一考察」『留学交流』Vol.9No.10、18-21
- 瀬口郁子・田中圭子（1999）「チューター制度の運用に対する提言一満足度と教育的効果の観点からの一考察」『神戸大学留学生センター紀要』6号、1-17
- 田中共子（1995）「日本人チューター学生の異文化接触体験一ソーシャル・サポートとソーシャル・スキルおよび自己の成長を中心に」『広島大学留学生センター紀要』6号、85-101
- 田中共子（1996）「日本人チューター学生の異文化接触体験（2）一その役割と異文化交流に関する質問紙調査」『広島大学留学生センター紀要』7号、84-108
- 二宮皓・石田憲一・竹島史雄（1995）「外国人チューター制度に関する一考察一『留学生教育に関する意見調査』の分析結果を中心に」『広島大学教育学部紀要：第一部（教育学）』第44号、175-183
- Hicks, J. U.・有馬道久（1992）「異文化環境への移行」山本多喜司・S・ワップナー編著『人生移行の発達心理学』北大路書房、342-359
- 松本久美子（2003）「留学生支援とチューター制度の改善」『長崎大学留学生センター紀要』第11号、75-90
- 水谷修（1990）「留学生と日本語教育」『異文化間教育』4号、86-101
- 水本光美・池田隆介（2004）「学部留学生のためのチューター制度はどうあるべきか」『北九州市立大学国際論集』第2号、29-37
- 水本光美・池田隆介（2005）「日本人学生は学部留学生のためのチューター活動を通じて何を学んだか」『北九州市立大学国際論集』第3号、79-86
- 村田雅之（1999）「インターフェースとしてのチューター」『異文化間教育』13号、120-131
- 横田雅弘・白土悟（2004）『留学生アドバイザー一学習・生活・心理をいかに支援するか一』ナカニシヤ出版